

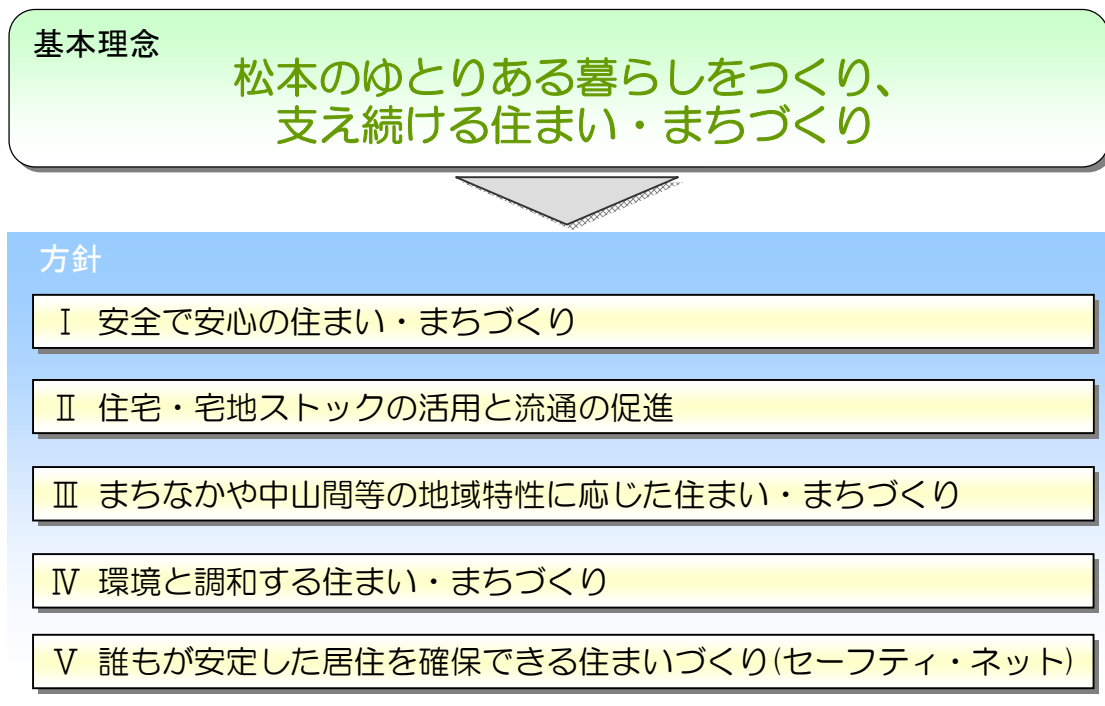
第4章 基本理念と各主体の役割

1 基本理念

本市は、超少子高齢型人口減少社会に移行しつつあります。これからの私達は、今ある住まいを長く大切に使うことにより、住宅を家族や世代を超えたみんなの資産として活用していく必要があります。また、アルプスを始めとした豊かな自然、旧城下町の歴史的な街並み等の魅力を大切にしながら、近所に住む人々や来訪者と交流しつつ、地域に根ざした生活を楽しむような、ゆとりある暮らしをより多くの市民が実現できる住まい・まちづくりを推進します。

以上の基本理念を踏まえ、松本市住宅マスタープランの基本理念と方針を下図のとおりを設定します。

図 基本理念と方針



2 各主体の役割

(1) 居住者、使用者

市民は、自らの努力と責任において暮らしを支える住宅を維持・管理し、住宅や住環境を選択します。その上で、それぞれが住生活の向上や安定に努めるとともに、住宅が個人の資産としてだけでなく、まちを構成する重要なものであることを理解し、いつまでも誇れる地域となるよう積極的に行動します。

(2) 住宅関連事業者

事業者は、自らがつくる住宅や開発する行為が市民の豊かな住生活の実現を大きく左右し、将来にわたって地域の住環境に影響を与えるものであることを認識した上で、安心して住みよい環境を提供していく役割が期待されます。そのため、常に技術の向上と最新情報の収集を心がけ、良質なサービスを提供するとともに、法令遵守はもとより公正な取引きなどによる健全な市場の形成を図る役割が期待されます。

(3) 行政

市は、居住者や使用者に身近な自治体であるため、地域の実情や、年齢及び世帯等の状況に応じた、きめ細かい住宅政策を実施します。市営住宅の運営等、住宅セーフティ・ネットの提供を通じた市内での居住確保を行うとともに、地域のコミュニティや歴史、文化、いつまでも残したい景観等を守る重要な役割を担っています。

図 各主体の役割

